

## 第 5 基本計画

- (1) 知事は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花とみどりの活用の推進についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 花とみどりの活用の推進に関する基本的な方針
  - 二 花とみどりの活用の推進に関する主要な目標
  - 三 「第 4 基本的施策」に規定する施策その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの
  - 四 その他花とみどりの活用の推進に関し必要な事項
- (3) (2)二の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。
- (4) 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ「第 6 1(1)の花とみどりの三重づくり推進会議」及び市町長の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- (5) 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (7) (4)から(6)までの規定は、基本計画の変更について準用する。
- (8) 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

### 趣旨

本条は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「基本計画」の策定について定めたものである。

この基本計画を定めようとするときは、

- ① あらかじめ推進会議及び市町長に意見を聴く
- ② 議会の議決を経る
- ③ 県民の意見を反映することができる措置を講ずる

ものとしているが、これは花とみどりの活用の推進に当たっては、

- ① 市町や事業者との連携協力の下、専門的視点を踏まえて検討されること
- ② 県（議会及び知事）として検討すること
- ③ 県民と一体で取り組むために県民の意見を反映させること

が必要であることから規定したものである。

また、この基本計画については、中長期的な計画を想定しており、例えば、「第8 附則(3) 検討」のこの条例の規定の検討期間と合わせて、おおむね4年とすることが考えられる。

なお、この基本計画に類似するものとして、花き振興法第4条第1項に基づき策定された「三重県花き花木振興計画（以下「花き振興計画」という。）」があるが、施策の対象となる範囲が必ずしも一致するとは限らないため、花き振興計画とは別に基本計画を策定することも想定される。

## 解説

### 1 「定量的に定めるよう」

基本計画に実効性を持たせるための規定であり、例えば、花とみどりを活用している県有施設の数、花植えに係るボランティア団体等の登録数、花とみどりの名所の整備箇所数等の数値で表すことができる目標を設定することが求められる。

### 2 「県民の意見を反映することができる（…）措置」

例えば、パブリックコメントの実施等が想定される。